

令和2年度第六次串間市長期総合計画策定業務委託プロポーザル実施要項

1 目的

本市では、まちづくりの指針である第五次串間市長期総合計画（以下「現総合計画」という。）と人口減少の克服を主たる目的とする串間市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「現総合戦略」という。）を策定し、それぞれの計画の理念に基づいた施策の展開を図ってきたが、人口減少の克服と地域経済の活性化は本市の喫緊の課題であり、これらを解決するためのまちづくりの方向性、施策の体系等について一体的に進めることが効率的で市民にも分かりやすいものである。

今回、現総合計画及び現総合戦略が令和2年度に終期を迎え、効率的で市民にも分かりやすい行政を目指す観点から第六次串間市長期総合計画及び第二期串間市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「次期総合計画等」という。）を一体的に策定することによって、本市が将来に渡って活力を維持し、持続可能なまちづくりを目指すものである。

2 募集の内容

- (1) 委託業務名
令和2年度第六次串間市長期総合計画策定業務委託
- (2) 委託業務内容
別紙「令和2年度第六次串間市長期総合計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業者選定
プロポーザル方式により実施
- (4) 委託業務期間
契約締結日から令和3年3月31日まで
- (5) 委託金額
12,821,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、以下に掲げるすべての要件を満たす法人とする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 団体等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (6) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市から指名停止の処分を受けていないこと。
- (7) 法人及びその役員が、串間市暴力団排除条例(平成23年串間市条例第21号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- (8) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで、本市と目的を共有し、業務委託を的確に遂行できること。
- (9) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を行うことを目的とする者でないこと。
- (10) 国税及び地方税を滞納している法人でないこと。

4 実施手順

(1) 公募開始

本市の公式サイトで公表する。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出書類

- ① 令和2年度第六次串間市長期総合計画策定業務委託プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書(様式第3号)
- ④ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ⑤ 都道府県税、法人税、市町村税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
- ⑥ 決算書(直近1期分)

イ 提出期限

令和2年4月21日(火)17:15必着

ウ 提出先

串間市役所総合政策課企画係

エ 提出方法

郵送または持参

(3) 参加資格確認及び通知

参加申込書を提出した者について、参加資格を満たす者か否かを審査する。審査結果については、令和2年度第六次串間市長期総合計画策定業務委託プロポーザル参加資格結果通知書(様式第6号)により通知する。

(4) 質問の受付

本要項に関する質問は、質問書(様式第4号)に記載し、提出すること。

ア 提出期限

令和2年4月10日(金)17:15必着

イ 提出先

串間市役所総合政策課企画係

代表アドレス<kikaku@city.kushima.lg.jp>に電子メールで提出すること。

(5) 質問の回答

提出された質問事項を取りまとめ、全参加申込者に質問回答書(様式第5号)を電子メールにて送付する。

(6) 企画提案書の提出

次のとおり提出書類を作成し、提出すること。

ア 提出書類

- ① 令和2年度第六次串間市長期総合計画策定業務委託プロポーザル提案書(様式第7号)
必要事項を漏れなく記載し、代表者名義を押印のこと。
- ② 企画書(様式第8号)
別紙「令和2年度第六次串間市長期総合計画策定業務委託仕様書」に基づく企画内容の提案
- ③ 会社概要(任意様式)
会社パンフレットでも可
- ④ 業務実施体制および工程表(任意様式)
- ⑤ 見積書(任意様式)

イ 提出部数

正本1部、副本10部

ウ 提出期限

令和2年4月24日(金)17:15必着

エ 提出先

串間市役所総合政策課企画係

オ 提出方法

郵送または持参

(7) プレゼンテーション及び審査

本プロポーザルにおける提案内容の審査は、選定委員会を設置し、企画提案書類等を資料として、プレゼンテーション形式で実施するものとする。

ア 日時

令和2年4月28日(火)。時間は別途通知する。

イ 場所

串間市役所3階大会議室

ウ 時間配分

概ね40分(説明20分、質疑20分)

エ プレゼンテーションの方法

- ① 当日は、事前に提出した企画書等の資料をもとにプレゼンテーションを行うものとする。追加資料の提出は市が求めた場合を除き認めない。

- ② プレゼンテーションの出席者は2名以内とする。
- ③ 説明にパワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参すること。
その場合のプロジェクターは当方で準備するので、事前に申し出ること。

(8) 評価項目

評価項目については、資料1「令和2年度第六次申間市長期総合計画策定業務委託プロポーザル評価基準」のとおりとする。

(9) 優先交渉権者の決定

ア 評価

評価は、提出された提案書及びプレゼンテーションを基に、選定委員会が評価基準に基づき審査する。

イ 優先交渉権者の確定

- ① 選定委員会は、各委員の評価において最高得点とした委員数の多い方を優先交渉権者とする。なお、最低基準点は全評価合計点の6割とする。また、最高得点をつけた委員が同数の場合については、選定委員会の合議により決定するものとする。
- ② 選定委員会は、優先交渉権者に確定した旨を通知するものとする。優先交渉権者は契約を辞退する場合は、すみやかに辞退届（任意様式）を選定委員会に提出しなければならない。辞退があった場合は、次の順位者にその旨を通知する。

(10) 審査結果

審査結果については、各応募者へ令和2年度第六次申間市長期総合計画策定業務委託プロポーザル審査結果通知書（様式第9号）により通知する。なお、通知内容については、優先交渉権者の法人名のみとし、点数等の開示は行わない。

5 スケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは、以下のとおり。

①実施要項等の公表	令和2年4月6日（月）
②実施要項等に関する質問受付	令和2年4月6日（月）～4月10日（金）
③質問回答期限	令和2年4月14日（火）
④プロポーザル参加申込受付	令和2年4月15日（水）～4月21日（火）
⑤参加資格結果通知	確認次第通知する。
⑥企画提案書の提出	令和2年4月15日（水）～4月24日（金）
⑦プレゼンテーション及び審査	令和2年4月28日（火）
⑧審査結果の通知	別途通知する。

6 その他留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本要項に定めるものの他、必要に応じ、追加資料を求める場合がある。

- (3) 受付期間終了後、提出された書類等の再提出及び差替えは、原則として認めない。
- (4) 提出書類の取扱いは次のとおりとする。
- ア 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし選定委員会が本件プロポーザルに関する報告や公表のため、必要な場合は提案者の承諾を得ず、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
 - イ 提出書類は返却しない。なお、提出された書類を提案者に無断で本件の目的以外に使用することはない。
- (5) 提出した参加申込書を取り下げる場合は、任意様式を作成し、速やかに提出すること。
- (6) 次のいずれかに該当した場合は失格とする。
- ア 「3 参加資格」に規定する要件を満たしていないことが判明した場合
 - イ 申請書類の提出期限を過ぎて書類を提出した場合。ただし、申請書類に誤字や脱字など軽微な不備がある場合に限り、市が別途期限を定め、補正を認めることとする。
 - ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
 - エ 特別の事情がなく指定されたプレゼンテーション審査時刻に遅れた場合
 - オ 応募者が審査関係者に対する不正な活動を行ったと認められた場合
- (7) 本事業の取組や成果については、広報紙など本市の各種広告媒体で公開する場合がある。
- (8) 新型コロナウイルスの影響によりプレゼンテーションの実施が困難と判断した場合は、日程変更、又は書類選考に変更するなどの対応を行うものとする。その場合については、別途通知する。

7 担当部署（問い合わせ先）

串間市役所総合政策課企画係

〒888-8555 宮崎県串間市大字西方 5550 番地

T E L : 0987-72-1111（内線 332）

F A X : 0987-72-6727

E-mail : kikaku@city.kushima.lg.jp

(資料1)

令和2年度第六次串間市長期総合計画策定業務委託プロポーザル評価基準

評価項目	評価内容
1 基本方針・状況分析	本市を取り巻く現状の調査・分析や県総合計画（総合戦略を含む）、国の総合戦略、各種統計調査等、策定において前提となる基本的事項を踏まえる視点は充分か。
2 現計画の評価・検証	現行の総合計画及び総合戦略の施策や成果指標を評価・検証し、次期計画に活かす視点は充分か。
3 市民の意見の反映	市民意識調査、市民会議等の市民の意見を計画へ反映する手法は充分か。
4 基本構想の策定	本市を取り巻く現状や市民の意見等を踏まえ、基本構想を策定する手法は充分か。
5 基本計画の策定	基本構想を実現するための基本計画を策定する手法は充分か。
6 新たな視点、地域特性等を活かした提案	SDGs、国の総合戦略、県総合計画等の新たな視点を踏まえた施策等の提案について、本市の特性を活かすとともに的確性・実現性・独創性を有するものとする姿勢。
7 策定の手法	総合計画と総合戦略を一体的に策定する手法は充分か。
8 スケジュール	本業務を遂行するに当たってのスケジュールは適切か。
9 柔軟性	各種説明会や調査における支援等、計画策定に当たり当初の予定以外に必要に応じて実施する取組に対して柔軟に対応する姿勢。
10 実施体制	管理責任者及び担当スタッフが適切に配置され、的確な業務遂行が可能な体制であるか。
11 業務実績	過去の実績（総合計画策定の実績があるか。）